

●新型コロナウイルス感染症について、競技力向上推進本部事業開催の留意事項●

**<原則>**

**参加者の健康維持並びに感染拡大防止を最優先すること。**

- ※参考資料：令和2年2月4日付 教安第1159号の内容に沿って対応する。
- ※国および県対策本部からの開催自粛要請があった場合、事業を中止する。
- ※自粛要請がない場合でも、事業中止や延期、開催方法の工夫などについて原則に従い各競技団体が躊躇なく判断する。

**1 当面の対応について**

(1) 危機管理体制の構築

- ①事業中止や延期、開催方法の工夫の決定手続きの確認
- ②参加者への連絡方法の構築
- ③開催中に感染が疑われる者が発生した場合の対処方法

※開催方法の工夫とは、例えば「無観客開催」や「時間差開催」などを指す。

(2) 国や県の動向を注視

(3) 参加者に下記注意喚起の徹底を依頼する。

- ①咳や発熱等の症状があり、体調不良の場合は参加を控える。
- ②手洗いの徹底を図る。
- ③「咳エチケット」を推奨する。
  - ・咳やくしゃみが出るときはマスクを着用する。
  - ・マスクを持っていない場合は、ティッシュや腕の内側などで口と鼻を覆い、他の人から顔をそむけて1m以上離れる。
  - ・鼻汁や痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨て、手のひらで咳やくしゃみを受け止めたときはすぐに手を洗うこと。

## 2 参加者等に感染症が発生した場合の対応について

(1) 参加者が発症した場合

①患者が児童生徒の場合

★令和2年2月4日付け、教安第1159号 学校安全保健課長発

「新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について（通知）」（別添資料参照）の内容を参考に、事業への参加を止める。

②患者が児童生徒以外の場合

児童生徒の扱いに準じ、参加の自粛を促す。

(2) 参加者が濃厚接触者となった場合

※濃厚接触者の定義は決まっていないため、以下の学校での対応を参考にする。

ア 発症した児童生徒が在籍する学級は学級閉鎖となる。

イ 同一学年の他のクラスで発症者が出た場合、原則として学年閉鎖を検討する。

ウ 複数学年で発症者が出た場合、原則として休校を検討する。

**○在籍する児童生徒の学校長が部活動及びその他の活動（大会等）への参加を検討する。**

①児童生徒の場合

上記の対象となり、登校が停止中の者は参加を止めることを基本とする。

②児童生徒以外の場合

児童生徒の扱いに準じ、原則に沿って参加について自粛を促す。

## 3 今後長期化した場合の対応について

(1) 予選会が中止された場合の上位大会への対応について

①上部団体の対応状況の把握

②選手選考方法の検討【含む国体選手の選考】